ACSES ニュースレター_２１２２号（2021 年 6 月 15 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（28 頁）―

□ 肥料
◇肥料の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第 38 号）〈官報〉
◇特殊肥料等を指定する件等の一部を改正する件（農林水産省告示第 1005 号）〈官報〉
◇肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第二条の二の規定に基づき植物に対する害に関する栽培試験の成績を要する肥料から除くものを指定する件の一部を改正する件（農林水産省告示第 1006 号）〈官報〉
◇肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第四条第一号の規定に基づき生産工程の概要の記載を要する普通肥料を指定する件の一部を改正する件（農林水産省告示第 1007 号）〈官報〉
◇肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十一条第八項ただし書及び同条第九項ただし書の規定に基づき指定混合肥料の保証又は主要な成分の含有量の記載の方法の特例を定める件の一部を改正する件（農林水産省告示第 1008 号）〈官報〉
◇肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十一条の二第一項、第二項、第三項及び第四項の規定に基づき普通肥料の原料の種類等の保証票への記載に関する事項を定める件の一部を改正する件（農林水産省告示第 1009 号）〈官報〉
◇肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件（農林水産省告示第 1010 号）〈官報〉
◇肥料の品質の確保等に関する法律第十七条第一項第三号の規定に基づき、同法第四条第一項第三号並びに同条第二項第三号及び第四号に掲げる普通肥料の保証票にその含有量を記載する主要な成分を定める件の一部を改正する件（農林水産省告示第 1011 号）〈官報〉
◇特殊肥料の品質表示基準を定める件の一部を改正する件（農林水産省告示第 1012 号）〈官報〉
◇肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第七条の六の規定に基づき農林水産大臣の指定する化成肥料等を指定する件の一部を改正する件（農林水産省告示第 1013 号）〈官報〉
◇肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第一号ニ及び第二号の規定に基づき、化学的変化により品質が低下するおそれがないものとして農林水産大臣が定める要件を定める件の一部を改正する件（農林水産省告示第 1014 号）〈官報〉
◇肥料の品質の確保等に関する法律第二十一条第一項第一号及び第二号の規定に基づき普通肥料の表示基準を定める件（農林水産省告示第 1015 号）〈官報〉
◇肥料の品質の確保等に関する法律第二十二条の三第三項の規定に基づき、消費者の利益に資するため特に表示の適正化を図る必要があるものとして農林水産大臣が定める表示事項又は遵守事項を定める件（農林水産省告示第 1016 号）〈官報〉
◇肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第一条の規定に基づき、原料の範囲を限定しなければ品質の確保が困難な肥料から除くものを指定する件（農林水産省告示第 1017 号）〈官報〉
◇肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十一条第八項第三号の規定に基づき農林水産大臣の指定する有効石灰等を指定する件（農林水産省告示第 1018 号）〈官報〉

茄子（ナス）

****

□ *肥料*

◇肥料の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第 38 号）

［官報］ 令和３年６月 14 日　号外　第 133 号　2～30 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210614/20210614g00133/20210614g001330002f.html

○農林水産省令第 38 号

肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）の一部の施行に伴い、並びに肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第三条第一項第二号、第四条第一項第三号、第六条第一項第六号、第九号及び第十一号（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）、第十二条第一項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項及び第二項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項、第二十七条第一項及び第二項並びに第三十三条の二第四項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、肥料の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和３年６月 14 日　　農林水産大臣　　野上浩太郎

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和二十五年農林省令第六十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改　正　後	改　正　前
肥料の品質の確保等に関する法律施行規則 （原料の範囲を限定しなければ品質の確保が困難な肥料）	肥料の品質の確保等に関する法律施行規則
第一条　肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号。以下「法」という。）　第三条第一項第二号の農林水産省令で定める普通肥料（農林水産大臣が指定するものを除く。）　は、次のとおりとする。 一　魚廃物加工肥料 二　乾燥菌体肥料 三　副産動植物質肥料 四　菌体肥料 五　副産肥料 六　液状肥料 七　吸着複合肥料 八　家庭園芸用複合肥料 九　化成肥料	（新設）
（有害成分を含有するおそれが高い普通肥料）	（有害成分を含有するおそれが高い普通肥料）
第一条の二　法第四条第一項第三号の農林水産省令で定める普通肥料は、次のとおりとする。	第一条　肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号。以下「法」という。）第四条第一項第三号の農林水産省令で定める普通肥料は、次のとおりとする。
一　汚泥肥料	一　下水汚泥肥料
（削る）	二　し尿汚泥肥料
（削る）	三　工業汚泥肥料

（削る） （削る） （削る） 二・三　（略）	四　混合汚泥肥料 五　焼成汚泥肥料 六　汚泥発酵肥料 七・八　（略）
第一条の三～第一条の五　（略）	第一条の二～第一条の四　（略）
（植物に対する害に関する栽培試験の成績を要する肥料） 第二条の二　法第六条第一項第六号（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の農林水産省令で定める肥料は、次に掲げる種類に属する普通肥料（農林水産大臣が指定するものを除く。）とする。 一　副産窒素肥料 （削る） （削る） （削る） 二　乾燥菌体肥料 三　吸着複合肥料 四　副産複合肥料 五　熔成汚泥灰複合肥料 七　副産苦土肥料 八　副産マンガン肥料 九　液体副産マンガン肥料	（植物に対する害に関する栽培試験の成績を要する肥料） 第二条の二　法第六条第一項第六号（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の農林水産省令で定める肥料は、次に掲げる種類に属する普通肥料（農林水産大臣が指定するものを除く。）とする。 一　副産窒素肥料 二　液状副産窒素肥料 三　熔成汚泥灰けい酸りん肥 四　副産りん酸肥料 五　乾燥菌体肥料 六　吸着複合肥料 七　副産複合肥料 八　熔成汚泥灰複合肥料 九　副産苦土肥料 十　副産マンガン肥料 十一　液体副産マンガン肥料
（植物に対する害に関する栽培試験の成績） 第二条の三　法第六条第一項第六号の植物に対する害に関する栽培試験の成績を申請書に記載する場合には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一～三　（略） 四　試験の設計 イ　肥料又はその原料及び対照肥料の種類及び名称並びに分析成績 ロ　供試土壌の土性、沖積土又は洪積土の別その他土壌の性質について必要な事項 ハ　（略） ニ　施肥の設計 ホ～ヘ　（略） 五～八　（略） ２　前項第六号の試験結果にはそれを証明する供試作物の写真を添付しなければならない。	（植物に対する害に関する栽培試験の成績） 第二条の三　法第六条第一項第六号の植物に対する害に関する栽培試験の成績を申請書に記載する場合には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一～三　（略） 四　試験の設計 イ　供試肥料及び対照肥料の種類及び名称並びに分析成績 ロ　供試土壌の土性及び沖積土又は洪積土の別 ハ　（略） ニ　施肥の設計 ホ～ヘ　（略） 五～八　（略） ２　前項第四号ホの試験区には対照区を設け、同項第六号の試験結果にはそれを証明する供試作物の写真を添付しなければならない。
（仮登録の申請に要する栽培試験の成績） 第三条　法第六条第一項第九号（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の栽培試験の成績を申請書に記載する場合には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	（仮登録の申請に要する栽培試験の成績） 第三条　法第六条第一項第九号（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の栽培試験の成績を申請書に記載する場合には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三　　（略）	一～三　　（略）
四　試験の設計	四　試験の設計
イ　（略）	イ　（略）
ロ　ほ場試験の場合にあつてはその位置、田畑の別、地質、土性及び耕土の深さ、容器内試験の場合にあつては供試土壌の土性、沖積土又は洪積土の別その他土壌の性質について必要な事項	ロ　ほ場試験の場合にあつてはその位置、田畑の別、地質、土性及び耕土の深さ、容器内試験の場合にあつては供試土壌の土性及び沖積土又は洪積土の別
ハ　（略）	ハ　（略）
ニ　施用の設計	ニ　施肥の設計
ホ・ヘ　（略）	ホ・ヘ　（略）
五～八　（略）	五～八　（略）
２　（略）	２　（略）
（申請書の記載事項）	（申請書の記載事項）
第四条　法第六条第一項第十一号（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	**第四条**　法第六条第一項第十一号（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　法第四条第一項第一号、第二号、第六号及び第七号に掲げる普通肥料（第一条に定める普通肥料を除く。）であって農林水産大臣が指定するものにあっては、生産工程の概要	一　法第四条第一項第一号、第二号、第六号及び第七号に掲げる普通肥料であって農林水産大臣が指定するものにあっては、生産工程の概要
二　第一条に定める普通肥料にあっては、使用される原料、公定規格のうち使用される原料についての規格（次号及び第二十五条の二第一項において「原料規格」という。）への適合性が確認できる事項及び生産工程の概要	（新設）
三　第一条の二に定める普通肥料にあっては、原料の使用割合、原料規格への適合性が確認できる事項及び生産工程の概要	三　第一条に定める普通肥料にあつては、原料の使用割合及び生産工程の概要
四・五　（略）	四・五　（略）
（見本の提出）	（見本の提出）
第五条　（略）	**第五条**　（略）
２　前項の肥料の見本には、その容器の外部に次に掲げる事項を記載した票紙を付けなければならない。	２　前項の肥料の見本には、その容器の外部に次に掲げる事項を記載した票紙を付けなければならない。
一・二　　（略）	一・二　　（略）
三　含有主成分量及び有害成分の含有量（第一条の二に定める普通肥料にあっては、有害成分の含有量）	三　含有主成分量（第一条に定める普通肥料にあっては、有害成分の含有量）
３　農林水産大臣は、第二条の二に定める普通肥料の登録の申請に係る普通肥料であって植物に対する害に関する栽培試験の必要があると認めるもの並びに仮登録の申請に係る普通肥料であって栽培試験の必要があると認めるものについては、当該試験に必要な最少量の見本の追加提出を命ずることがある。	３　農林水産大臣は、第二条の二に定める普通肥料の登録の申請に係る普通肥料であって植物に対する害に関する栽培試験の必要があると認めるもの並びに仮登録の申請に係る普通肥料であって栽培試験の必要があると認めるものについては、当該試験に必要な最少量の見本の追加提出を命ずることがある。
（登録の有効期間が六年である普通肥料の種類）	（登録の有効期間が六年である普通肥料の種類）
第七条の六　法第十二条第一項（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の農林水産省令	**第七条の六**　法第十二条第一項（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の農林水産省令

で定める種類の普通肥料は、次のとおりとする。	で定める種類の普通肥料は、次のとおりとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　硫酸加里、塩化加里、硫酸加里苦土、重炭酸加里、腐植酸加里肥料、けい酸加里肥料、粗製加里塩、加工苦汁加里肥料、被覆加里肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）、液体けい酸加里肥料、熔成けい酸加里肥料及び混合加里肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）	三　硫酸加里、塩化加里、硫酸加里苦土、重炭酸加里、腐植酸加里肥料、けい酸加里肥料、粗製加里塩、加工苦汁加里肥料、被覆加里肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）、液体けい酸加里肥料、熔成けい酸加里肥料、副産加里肥料及び混合加里肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）
四　魚かす粉末、干魚肥料粉末、魚節煮かす、甲殻類質肥料粉末、蒸製魚鱗及びその粉末、肉かす粉末、肉骨粉、蒸製てい角粉、蒸製てい角骨粉、蒸製毛粉、乾血及びその粉末、生骨粉、蒸製骨粉、蒸製鶏骨粉、蒸製皮革粉、干蚕蛹粉末、蚕蛹油かす及びその粉末、絹紡蚕蛹くず、とうもろこしはい芽及びその粉末、大豆油かす及びその粉末、なたね油かす及びその粉末、わたみ油かす及びその粉末、落花生油かす及びその粉末、あまに油かす及びその粉末、ごま油かす及びその粉末、ひまし油かす及びその粉末、米ぬか油かす及びその粉末、その他の草本性植物油かす及びその粉末、カポック油かす及びその粉末、とうもろこしはい芽油かす及びその粉末、たばこくず肥料粉末、甘草かす粉末、豆腐かす乾燥肥料、えんじゆかす粉末、窒素質グアノ、加工家きんふん肥料、とうもろこし浸漬液肥料、食品残さ加工肥料、副産動植物質肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）並びに混合有機質肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）	四　魚かす粉末、干魚肥料粉末、魚節煮かす、甲殻類質肥料粉末、蒸製魚鱗及びその粉末、肉かす粉末、肉骨粉、蒸製てい角粉、蒸製てい角骨粉、蒸製毛粉、乾血及びその粉末、生骨粉、蒸製骨粉、蒸製鶏骨粉、蒸製皮革粉、干蚕蛹粉末、蚕蛹油かす及びその粉末、絹紡蚕蛹くず、とうもろこしはい芽及びその粉末、大豆油かす及びその粉末、なたね油かす及びその粉末、わたみ油かす及びその粉末、落花生油かす及びその粉末、あまに油かす及びその粉末、ごま油かす及びその粉末、ひまし油かす及びその粉末、米ぬか油かす及びその粉末、その他の草本性植物油かす及びその粉末、カポック油かす及びその粉末、とうもろこしはい芽油かす及びその粉末、たばこくず肥料粉末、甘草かす粉末、豆腐かす乾燥肥料、えんじゆかす粉末、窒素質グアノ、加工家きんふん肥料、とうもろこし浸漬液肥料、副産動植物質肥料並びに混合有機質肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）
五　副産肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）、液状肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）、吸着複合肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）及び家庭園芸用複合肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）	（新設）
六　りん酸アンモニア、硝酸加里、りん酸加里、りん酸マグネシウムアンモニウム、熔成複合肥料、化成肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）、混合動物排せつ物複合肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）、混合堆肥複合肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）、成形複合肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）、被覆複合肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）及び配合肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）	五　熔成複合肥料、化成肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）、成形複合肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）、被覆複合肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）及び配合肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）
七　生石灰、消石灰、炭酸カルシウム肥料、貝化石肥料、硫酸カルシウム、副産石灰肥料及び混合石灰肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）	六　生石灰、消石灰、炭酸カルシウム肥料、貝化石肥料、副産石灰肥料及び混合石灰肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）
八　（略）	

九　硫酸苦土肥料、水酸化苦土肥料、酢酸苦土肥料、加工苦土肥料、腐植酸苦土肥料、炭酸苦土肥料、リグニン苦土肥料、被覆苦土肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）及び混合苦土肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）	七　（略） 八　硫酸苦土肥料、水酸化苦土肥料、酢酸苦土肥料、加工苦土肥料、腐植酸苦土肥料、炭酸苦土肥料、リグニン苦土肥料、被覆苦土肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）、副産苦土肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）及び混合苦土肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）
十・十一　（略） 十二　熔成微量要素複合肥料及び混合微量要素肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）	九・十　（略） 十一　熔成微量要素複合肥料、液体微量要素複合肥料及び混合微量要素肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）
（保証票の様式及び添付方法） **第十一条**　法第十七条第一項（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。次項及び第六項、第十一条の二第一項及び第二項並びに第二十五条の二第一項第一号において同じ。）若しくは第二項又は第十八条第一項の規定により付さなければならない保証票の様式は、生産業者保証票にあつては別記様式第九号、輸入業者保証票にあつては別記様式第十号、販売業者保証票にあつては別記様式第十一号によらなければならない。	（保証票の様式及び添付方法） **第十一条**　法第十七条第一項（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。次項及び第六項において同じ。）若しくは第二項又は第十八条第一項の規定により付さなければならない保証票の様式は、生産業者保証票にあつては別記様式第九号、輸入業者保証票にあつては別記様式第十号、販売業者保証票にあつては別記様式第十一号によらなければならない。
２～７　（略）	２～７　（略）
８　法第四条第二項第二号に掲げる普通肥料について法第十七条第一項又は第十八条第一項の規定により保証票に記載しなければならない保証成分量については、次に定めるところによらなければならない。ただし、農林水産大臣が別に定める場合にあつては、この限りでない。	８　法第四条第二項第二号に掲げる普通肥料について法第十七条第一項又は第十八条第一項の規定により保証票に記載しなければならない保証成分量については、次に定めるところによらなければならない。ただし、農林水産大臣が別に定める場合にあつては、この限りでない。
一　原料として使用した普通肥料において保証された主成分は全て保証するものとする。ただし、次号に規定する指定配合肥料に該当する場合（当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料の主成分の含有量を当該指定配合肥料のロットごとに確認した場合に限る。）又は第四号に規定する指定化成肥料に該当する場合にあつては、当該主成分に加えて、原料として使用した当該普通肥料の公定規格で定める含有すべき主成分とされているもの（く溶性りん酸を保証する普通肥料にあつては可溶性りん酸を除き、可溶性りん酸を保証する普通肥料にあつてはく溶性りん酸を除き、アルカリ分を保証する普通肥料にあつては有効石灰を除き、有効石灰を保証する普通肥料にあつてはアルカリ分を除く。）を保証することができるものとする。	一　原料として使用した普通肥料において保証された主成分は全て保証するものとする。ただし、次号に規定する指定配合肥料に該当する場合（当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料の主成分の含有量を当該指定配合肥料のロットごとに確認した場合に限る。）又は第四号に規定する指定化成肥料に該当する場合にあつては、当該主成分に加えて、原料として使用した当該普通肥料の公定規格で定める含有すべき主成分とされているものを保証することができるものとする。
二　（略）	二　（略）
三　前号の保証成分量の数値の上限値については、次に掲げる主成分ごとに、同号イから八までのい	三　前号の保証成分量の数値の上限値については、次に掲げる主成分ごとに、同号イから八までのい

ずれかを選択しなければならない。

イ～ハ　（略）

ニ　アルカリ分（農林水産大臣の指定する有効石灰又は農林水産大臣の指定する有効石灰及び有効苦土をいう。）

ホ　農林水産大臣の指定する有効石灰

ヘ　農林水産大臣の指定する有効けい酸

ト　農林水産大臣の指定する有効苦土

チ　農林水産大臣の指定する有効マンガン

リ　農林水産大臣の指定する有効ほう素

ヌ　農林水産大臣の指定する有効硫黄

四　法第四条第二項第二号に掲げる普通肥料のうち造粒（水以外の粒状化を促進する材料を使用する造粒に限る。）その他の農林水産大臣が定める方法により加工された普通肥料（以下この号及び第二十五条の二第一項第一号において「指定化成肥料」という。）において保証する主成分の保証成分量の数値は、原料として使用した普通肥料のうち当該主成分を保証したものごとに当該主成分の保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値の百分の八十以上（合算した値が五未満の値の場合には百分の五十以上）で、かつ、当該指定化成肥料の生産業者が当該指定化成肥料のロットごとに確認した当該指定化成肥料の主成分の含有量を超えない範囲内で定めるものとする。

五　第一号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる主成分についてその保証成分量の数値がそれぞれ同表の中欄（家庭園芸用肥料にあつては、下欄）に掲げる量に満たない場合には、当該主成分を保証してはならない。

主成分	百分比	
窒素、りん酸、加里、有効石灰、有効硫黄	一	○・一
（削る）	（削る）	（削る）
アルカリ分、有効けい酸	五	五
有効苦土	一	○・○一
有効マンガン	○・一	○・○○一
有効ほう素	○・○五	○・○○一

六　保証成分量に、次の表の上欄に掲げる主成分ごとに、それぞれ同表の中欄（家庭園芸用肥料にあつては、下欄）に掲げる量に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てて表示しなければならない。

主成分	百分比	
窒素、りん酸、加里、有	一	○・一

ずれかを選択しなければならない。

イ～ハ　（略）

ニ　アルカリ分

（新設）

ホ　有効けい酸

ヘ　有効苦土

ト　有効マンガン

チ　有効ほう素

（新設）

四　法第四条第二項第二号に掲げる普通肥料のうち造粒（水のみを用いる造粒を除く。）その他の農林水産大臣が定める方法により加工された普通肥料（以下この号において「指定化成肥料」という。）において保証する主成分の保証成分量の数値は、原料として使用した普通肥料のうち当該主成分を保証したものごとに当該主成分の保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値の百分の八十以上（合算した値が五未満の値の場合には百分の五十以上）で、かつ、当該指定化成肥料の生産業者が当該指定化成肥料のロットごとに確認した当該指定化成肥料の主成分の含有量を超えない範囲内で定めるものとする。

五　第一号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる主成分についてその保証成分量の数値がそれぞれ同表の中欄（家庭園芸用肥料にあつては、下欄）に掲げる量に満たない場合には、当該主成分を保証してはならない。

主成分	百分比	
窒素、りん酸、加里	一	○・一
有効苦土	一	○・○一
アルカリ分、有効けい酸	五	五
（新設）	（新設）	（新設）
有効マンガン	○・一	○・○○一
有効ほう素	○・○五	○・○○一

六　保証成分量に、次の表の上欄に掲げる主成分ごとに、それぞれ同表の中欄（家庭園芸用肥料にあつては、下欄）に掲げる量に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てて表示しなければならない。

主成分	百分比	
窒素、りん酸、加里、有	一	○・一

効石灰、有効硫黄		
（削る）	（削る）	（削る）
アルカリ分、有効けい酸	○・一	○・一
有効苦土	○・一	○・○○一
有効マンガン、有効ほう素	○・一	○・○○○一

9　法第四条第二項第三号に掲げる普通肥料（第二号において「特殊肥料等入り指定混合肥料」という。）について法第十七条第一項又は第十八条第一項の規定により保証票に記載しなければならない法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主成分の含有量については、次に定めるところによらなければならない。ただし、農林水産大臣が別に定める場合にあつては、この限りでない。

一　原料として使用した普通肥料（法第四条第一項第三号に掲げる普通肥料を除く。）において保証された主成分は全て記載するものとする。ただし、当該成分に加えて、当該普通肥料の公定規格で定める含有すべき主成分とされているものを法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主成分として記載することができる。

二　原料として使用した普通肥料（法第四条第一項第三号に掲げる普通肥料に限る。）及び特殊肥料において表示すべき主成分は全て記載するものとする。ただし、当該成分に加えて、当該特殊肥料等入り指定混合肥料が含有する次号の表の上欄に掲げる法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主成分を記載することができる。

三　第一号ただし書及び前号ただし書の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主成分についてその含有量の数値がそれぞれ同表の中欄（家庭園芸用肥料にあつては、下欄）に掲げる量に満たない場合には、当該成分を記載してはならない。

法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主成分	百分比	
窒素、りん酸、加里、有効石灰、有効硫黄	一	○・一
（削る）	（削る）	（削る）
アルカリ分、有効けい酸	五	五
有効苦土	一	○・○一
有効マンガン	○・一	○・○○一
有効ほう素	○・○五	○・○○一

10　前項の規定は、法第四条第二項第四号に掲げる普

効石灰、有効硫黄		
有効苦土	○・一	○・○○一
アルカリ分、有効けい酸	○・一	○・一
（新設）	（新設）	（新設）
有効マンガン、有効ほう素	○・一	○・○○○一

9　法第四条第二項第三号に掲げる普通肥料（第二号において「特殊肥料等入り指定混合肥料」という。）について法第十七条第一項又は第十八条第一項の規定により保証票に記載しなければならない法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主成分の含有量については、次に定めるところによらなければならない。ただし、農林水産大臣が別に定める場合にあつては、この限りでない。

一　原料として使用した普通肥料（法第四条第一項第三号に掲げる普通肥料を除く。）において保証された主成分は全て記載するものとする。ただし、当該成分に加えて、当該普通肥料の公定規格で定める含有すべき主成分とされているものを主要な成分として記載することができる。

二　原料として使用した普通肥料（法第四条第一項第三号に掲げる普通肥料に限る。）及び特殊肥料において表示すべき主要な成分は全て記載するものとする。ただし、当該成分に加えて、当該特殊肥料等入り指定混合肥料が含有する次号の表の上欄に掲げる主要な成分を記載することができる。

三　第一号ただし書及び前号ただし書の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる主要な成分についてその含有量の数値がそれぞれ同表の中欄（家庭園芸用肥料にあつては、下欄）に掲げる量に満たない場合には、当該成分を記載してはならない。

主要な成分	百分比	
窒素、りん酸、加里	一	○・一
有効苦土	一	○・○一
アルカリ分、有効けい酸	五	五
（新設）	（新設）	（新設）
有効マンガン	○・一	○・○○一
有効ほう素	○・○五	○・○○一

10　前項の規定は、法四条第二項第四号に掲げる普通

通肥料（以下この項において「土壌改良資材入り指定混合肥料」という。）の法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主成分の含有量について準用する。この場合において、「当該特殊肥料等入り指定混合肥料」とあるのは「当該土壌改良資材入り指定混合肥料」と読み替えるものとする。	肥料（以下この項において「土壌改良資材入り指定混合肥料」という。）の主要な成分の含有量について準用する。この場合において、「当該特殊肥料等入り指定混合肥料」とあるのは「当該土壌改良資材入り指定混合肥料」と読み替えるものとする。
11　（略）	11　（略）
（保証票の記載事項）	（保証票の記載事項）
第十一条の二　法第十七条第一項第十二号及び第十三号に掲げる事項の保証票の記載については、農林水産大臣の定めるところによらなければならない。	**第十一条の二**　法第十七条第一項第十二号及び第十三号（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）に掲げる事項の保証票の記載については、農林水産大臣の定めるところによらなければならない。
２　法第十七条第一項第十四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	２　法第十七条第一項第十四号（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一・二　（略）	一・二　（略）
３・４　（略）	３・４　（略）
（事故肥料譲渡許可の申請）	（事故肥料譲渡許可の申請）
第十六条　前条に掲げる肥料について法第十九条第二項の規定により許可を受けようとする者は、次の事項を記載した事故肥料譲渡許可申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。	**第十六条**　前条に掲げる肥料について法第十九条第二項の規定により許可を受けようとする者は、次の事項を記載した事故肥料譲渡許可申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　事故肥料発生前の肥料の数量及び保証成分量（法第四条第一項第三号に掲げる普通肥料にあっては事故肥料発生前の肥料の数量及び含有を許される有害成分の最大量とし、同条第二項第三号及び第四号に掲げる普通肥料（同条第一項第三号に掲げる普通肥料が原料として配合されたものを除く。）にあっては事故肥料発生前の肥料の数量及び法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主成分の含有量とし、法第四条第二項第三号及び第四号に掲げる普通肥料（同条第一項第三号に掲げる普通肥料が原料として配合されたものに限る。）にあっては事故肥料発生前の肥料の数量、法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主成分の含有量及び原料として配合した法第四条第一項第三号に掲げる普通肥料の種類とする。）	四　事故肥料発生前の肥料の数量及び保証成分量（法第四条第一項第三号に掲げる普通肥料にあっては事故肥料発生前の肥料の数量及び含有を許される有害成分の最大量とし、同条第二項第三号及び第四号に掲げる普通肥料（同条第一項第三号に掲げる普通肥料が原料として配合されたものを除く。）にあっては事故肥料発生前の肥料の数量及び法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主要な成分（以下この号、次号及び第十八条第一項第三号において単に「主要な成分」という。）の含有量とし、同条第二項第三号及び第四号に掲げる普通肥料（同条第一項第三号に掲げる普通肥料が原料として配合されたものに限る。）にあっては事故肥料発生前の肥料の数量、主要な成分の含有量及び原料として配合した同条第一項第三号に掲げる普通肥料の種類とする。）
五　譲渡しようとする肥料の数量及び含有主成分量（法第四条第一項第三号に掲げる普通肥料にあっては譲渡しようとする肥料の数量及び有害成分の含有量とし、同条第二項第三号及び第四号に掲げる普通肥料（同条第一項第三号に掲げる普通肥料が原料として配合されたものを除く。）にあっては	五　譲渡しようとする肥料の数量及び含有主成分量（法第四条第一項第三号に掲げる普通肥料にあっては譲渡しようとする肥料の数量及び有害成分の含有量とし、同条第二項第三号及び第四号に掲げる普通肥料（同条第一項第三号に掲げる普通肥料が原料として配合されたものを除く。）にあっては

譲渡しようとする肥料の数量及び法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主成分の含有量とし、法第四条第二項第三号及び第四号に掲げる普通肥料（同条第一項第三号に掲げる普通肥料が原料として配合されたものに限る。）にあっては譲渡しようとする肥料の数量、法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主成分の含有量及び有害成分の含有量とする。）	譲渡しようとする肥料の数量及び主要な成分の含有量とし、同条第二項第三号及び第四号に掲げる普通肥料（同条第一項第三号に掲げる普通肥料が原料として配合されたものに限る。）にあっては譲渡しようとする肥料の数量、主要な成分の含有量及び有害成分の含有量とする。）
六　（略）	六　（略）
２　前項及び肥料の品質の確保等に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百九十八号。以下「令」という。）第五条の規定により提出すべき事故肥料譲渡許可申請書の様式は、別記様式第十二号によらなければならない。	２　前項及び肥料取締法施行令（昭和二十五年政令第百九十八号。以下「令」という。）第三条の規定により提出すべき事故肥料譲渡許可申請書の様式は、別記様式第十二号によらなければならない。
３　（略）	３　（略）
（事故肥料成分票の添付命令）	（事故肥料成分票の添付命令）
第十八条　農林水産大臣は、法第十九条第二項の規定による許可をするときは、申請者に対し、当該肥料の容器又は包装の外部（容器及び包装を用いないものにあっては、各荷口又は各個。以下同じ。）に次の事項を記載した事故肥料成分票を付すべき旨を命ずることがある。	**第十八条**　農林水産大臣は、法第十九条第二項の規定による許可をするときは、申請者に対し、当該肥料の容器又は包装の外部（容器及び包装を用いないものにあっては、各荷口又は各個。以下同じ。）に次の事項を記載した事故肥料成分票を付すべき旨を命ずることがある。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　含有主成分量（法第四条第一項第三号並びに同条第二項第三号及び第四号に掲げる普通肥料にあっては、法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主成分の含有量）	三　含有主成分量（法第四条第一項第三号並びに同条第二項第三号及び第四号に掲げる普通肥料にあっては、主要な成分の含有量）
四・五　（略）	四・五　（略）
（事故肥料成分票の様式）	（事故肥料成分票の様式）
第十九条　前条及び令第七条第一項の規定により付すべき事故肥料成分票の様式は、別記様式第三号によらなければならない。	**第十九条**　前条及び令第五条第一項の規定により付すべき事故肥料成分票の様式は、別記様式第三号によらなければならない。
２　（略）	２　（略）
（削る）	（表示命令）
	第十九条の二　農林水産大臣の定める普通肥料（法第四条第一項第七号若しくは同条第三項の規定による都道府県知事の登録を受けた普通肥料若しくは法第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による都道府県知事への届出に係る指定混合肥料又は法第三十三条の二第一項の規定による登録若しくは仮登録を受けた普通肥料を除く。）の生産業者又は輸入業者は、当該普通肥料を生産し、又は輸入したときは、遅滞なく、その容器又は包装の外部に農林水産大臣の定める表示事項を表示しなければならない。
	２　前項の農林水産大臣の定める普通肥料であつて法第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録

	を受けたものの輸入業者は、当該肥料の容器若しくは包装を変更したとき、又は容器若しくは包装のない当該肥料を容器に入れ、若しくは包装したときは、遅滞なく、その容器又は包装の外部に前項の農林水産大臣の定める表示事項を表示しなければならない。当該表示事項が表示されていないか、又は当該表示事項が不明となつた当該肥料を輸入したとき、及び輸入した当該肥料が自己の所有又は管理に属している間に、当該表示事項が不明となつたときも、同様とする。
（肥料の生産又は輸入に係る帳簿） **第二十五条の二**　法第二十七条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　普通肥料を生産し、又は輸入する場合にあつては、次に掲げる事項 イ　生産し、又は輸入した年月日 ロ　普通肥料の名称及び数量 ハ　普通肥料の原料の記載にあつては、次に掲げる事項 ⑴　家庭園芸用肥料（指定配合肥料及び指定化成肥料に限る。）の場合には使用した原料の種類、名称、使用量及び入手先（指定混合肥料を原料として使用した場合の当該原料の記載にあつては、当該原料の名称、法第四条第二項第二号から第四号までに掲げる普通肥料のいずれに該当するかの別、使用量及び入手先）） ⑵　⑴以外の普通肥料の場合には使用した原料（法第十七条第一項又は第二項の規定により保証票に記載するものに限る。）の種類、使用量及び入手先（肥料を原料として使用した場合の当該原料の記載にあつては、当該原料の種類、名称、使用量及び入手先（指定混合肥料を原料として使用した場合の当該原料の記載にあつては、当該原料の名称、法第四条第二項第二号から第四号までに掲げる普通肥料のいずれに該当するかの別、使用量及び入手先）） ニ　原料規格に定めのある原料を使用した場合の当該原料の記載にあつては、当該原料規格との適合性が確認できる事項 ホ　普通肥料に使用した材料（法第十七条第一項又は第二項の規定により保証票に記載するものに限る。）の種類、名称、使用量及び入手先（第十一条の二第二項第二号の普通肥料にあつて	（新設）

は、同号に定める事項及び入手先） ヘ　普通肥料に使用した異物（法第十七条第一項又は第二項の規定により保証票に記載するものに限る。）の種類、使用量及び入手先 ト　第十一条の二第三項又は第四項の規定により保証票に記載する事項をウェブサイトのアドレスにより記載する場合にあつては、荷口番号 チ　第十一条第八項第二号ロ若しくはハ若しくは第四号又は同項ただし書の規定により主成分の保証成分量を定めた場合にあつては当該保証成分量の裏付けとなる根拠、第一条の二に掲げる普通肥料、特殊肥料等入り指定混合肥料又は土壌改良資材入り指定混合肥料を生産し、又は輸入した場合にあつては法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主成分の含有量の裏付けとなる根拠 リ　別表第一号ニに掲げる肥料を原料の一つとして配合した指定混合肥料又は別表第二号に掲げる指定混合肥料にあつては、別表第一号ニ又は第二号の規定により化学的変化により品質が低下するおそれがないものとして農林水産大臣が定める要件を満たすことが確認できる事項 二　特殊肥料を生産し、又は輸入する場合にあつては、次に掲げる事項 イ　生産し、又は輸入した年月日 ロ　特殊肥料の名称及び数量 ハ　令第八条に掲げる特殊肥料（専ら自ら飼養した家畜の排せつ物を原料として使用したもの（水分含有量を調整するために合理的に必要と認められる範囲内で動植物質の有機質物を原料として使用したものを含み、専ら特殊肥料が原料として配合される肥料を除く。）を除く。）にあつては、使用した原料の種類、使用量及び入手先（肥料を原料として使用した場合の当該原料の記載にあつては、当該原料の種類、名称、使用量及び入手先） ニ　法第二十二条の二第一項の規定に基づき定める表示の基準となるべき事項（以下この号において「品質表示基準」という。）に材料に係る表示事項が規定されている特殊肥料にあつては、使用した材料の種類、名称、使用量（品質表示基準に材料の使用量に係る表示事項が規定されている場合に限る。）及び入手先 ２　肥料の生産業者又は輸入業者は、肥料を生産し、又は輸入したときは、その都度、帳簿を記載しなければならない。	

３　前二項の規定は、登録外国生産業者が法第三十三条の二第四項の規定により備え付けなければならない帳簿について準用する。この場合において、第一項の規定中「生産し、又は輸入」とあるのは「生産」と、「普通肥料」とあるのは「法第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料であつて本邦に輸出されるもの」と、第二項の規定中「肥料」とあるのは「法第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料であつて本邦に輸出されるもの」と、「生産業者又は輸入業者」とあるのは「登録外国生産業者」と、「輸入」とあるのは「販売」と読み替えるものとする。	
（肥料の購入又は販売に係る帳簿）	
第二十五条の三　肥料の生産業者、輸入業者又は販売業者は、肥料を購入し、又は生産業者、輸入業者若しくは販売業者に販売したときは、その都度、帳簿を記載しなければならない。	（新設）
（映像等の送受信による通話の方法による意見の聴取）	（映像等の送受信による通話の方法による意見の聴取）
第三十二条　令第十条において読み替えて準用する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条に規定する方法によつて法第三十四条第二項の意見の聴取の期日における審理を行う場合には、審理関係人（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十八条に規定する審理関係人をいう。以下この条において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であつて行政不服審査法第十一条第二項に規定する審理員が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。	**第三十二条**　令第十一条において読み替えて準用する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条に規定する方法によつて法第三十四条第二項の意見の聴取の期日における審理を行う場合には、審理関係人（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十八条に規定する審理関係人をいう。以下この条において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であつて行政不服審査法第十一条第二項に規定する審理員が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。
（提出書類の通数等）	（提出書類の通数等）
第三十五条　第一条の五又は第八条第一項の規定による申請書、第十条第一項から第四項まで又は第十条の二第一項の規定により提出する書面、第十条の三の規定による届出書、第十一条第三項の規定による届出書、第十六条第一項又は令第五条の規定による申請書、第二十条又は第二十一条の規定による届出書、第二十四条第一項又は第二十五条第一項の規定による報告書、第二十八条第一項の規定による届出書、第三十条第一項の規定による報告書及び第三十一条の規定による届出書は、正副各一通を提出しなければならない。	**第三十五条**　第一条の四又は第八条第一項の規定による申請書、第十条第一項から第四項まで又は第十条の二第一項の規定により提出する書面、第十条の三の規定による届出書、第十一条第三項の規定による届出書、第十六条第一項又は令第三条の規定による申請書、第二十条又は第二十一条の規定による届出書、第二十四条第一項又は第二十五条第一項の規定による報告書、第二十八条第一項の規定による届出書、第三十条第一項の規定による報告書及び第三十一条の規定による届出書は、正副各一通を提出しなければならない。
２・３　（略）	２・３　（略）
別表（第一条の三関係）	**別表**（第一条の二関係）
一　次に掲げる肥料（第一条の三第一項に規定する肥料にあつては、ヘ及びトを除く。）のいずれかを	一　次に掲げる肥料（第一条の二第一項に規定する肥料にあつては、ヘ及びトを除く。）のいずれかを

原料の一つとして配合したもの

イ～ホ　（略）

ヘ　第一条の二第一号及び第二号に掲げる普通肥料

ト　（略）

二　次の表の各項の上欄に掲げる肥料の区分に応じ、それぞれ当該各項の下欄各号に掲げる肥料のいずれかを原料として配合したもの（配合若しくは混入又は加工に伴い化学的変化により品質が低下するおそれがないものとして農林水産大臣が定める要件を満たすものを除く。

一	石灰質肥料（農林水産大臣が指定するものを除く。）又はけい酸質肥料（シリカゲル肥料を除く。）に属する普通肥料	一　当該肥料の属する種別と異なる種別に属する普通肥料（アルカリ分を保証するもの（混合りん酸肥料を除く。以下この表において同じ。）又は苦土質肥料に属するもの（水溶性苦土を保証するものを除く。以下この表において同じ。）若しくは副産肥料（専ら苦土含有物を原料として使用したものであつて、く溶性苦土又は可溶性苦土を保証し、アルカリ分を保証しないものに限る。以下この表において同じ。）を除く。第二項において「石灰質肥料等と異なる種別の普通肥料」という。） 二　第一条の二第三号に掲げる普通肥料 三　（略）
二	石灰質肥料等と異なる種別の普通肥料	特殊肥料（農林水産大臣が指定する特殊肥料に限る。）
備考 第一条の三第一項に規定する肥料にあつては、この表の第一項上欄に掲げる肥料と同項下欄第一号に掲げる肥料を原料として配合した肥料に限る。		

三　配合若しくは混入又は加工に当たつて肥料の品質を低下させるような異物を混入したもの（第一条の三第三項に規定する肥料にあつては、第一条の四に規定する土壌改良資材を除く。）

原料の一つとして配合したもの

イ～ホ　（略）

ヘ　第一条の二第一号から第七号に掲げる普通肥料

ト　（略）

二　次の表の各項の上欄に掲げる肥料の区分に応じ、それぞれ当該各項の下欄各号に掲げる肥料のいずれかを原料として配合したもの（配合若しくは混入又は加工に伴い化学的変化により品質が低下するおそれがないものとして農林水産大臣が定める要件を満たすものを除く。

一	石灰質肥料（農林水産大臣が指定するものを除く。）又はけい酸質肥料（シリカゲル肥料を除く。）に属する普通肥料	一　当該肥料の属する種別と異なる種別に属する普通肥料（アルカリ分を保証するもの（混合りん酸肥料を除く。以下この表において同じ。）又は苦土肥料に属するもの（水溶性苦土を保証するものを除く。以下この表において同じ。）を除く。第二項において「石灰質肥料等と異なる種別の普通肥料」という。） 二　第一条第八号に掲げる普通肥料 三　（略）
二	石灰質肥料等と異なる種別の普通肥料	特殊肥料（農林水産大臣が指定する特殊肥料に限る。）
備考 第一条の三第一項に規定する肥料にあつては、この表の第一項上欄に掲げる肥料と同項下欄第一号に掲げる肥料を原料として配合した肥料に限る。		

三　配合若しくは混入又は加工に当たつて肥料の品質を低下させるような異物を混入したもの（第一条の二第三項に規定する肥料にあつては、第一条の三に規定する土壌改良資材を除く。）

四　配合若しくは混入又は加工に当たつて第四条第四号に規定する材料（農林水産大臣が指定するものを除く。）を使用したもの	四　配合若しくは混入又は加工に当たつて第四条第三号に規定する材料（農林水産大臣が指定するものを除く。）を使用したもの

別記様式第一号、別記様式第二号、別記様式第三号、別記様式第七号、別記様式第九号(ﾛ)、(ﾍ)、(ﾄ)及び(ﾘ)、別記様式第十号(ﾛ)、(ﾍ)、(ﾄ)及び(ﾘ)、別記様式第十一号(ﾛ)、(ﾍ)、(ﾄ)及び(ﾘ)、別記様式第十二号並びに別記様式第十三号を次のように改める。

別記　様式第１、２、３、７号、第９号(ﾛ)、(ﾍ)、(ﾄ)及び(ﾘ)、様式第 10 号(ﾛ)、(ﾍ)、(ﾄ)及び(ﾘ)、様式第 11 号(ﾛ)、(ﾍ)、(ﾄ)及び(ﾘ)、様式第 12 号並びに別記様式第 13 号　―省略―　＜ACSES 事務局＞

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、肥料取締法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年十二月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に肥料取締法の一部を改正する法律による改正前の肥料取締法（次項及び次条において「旧法」という。）第四条各項の規定による登録を受けている普通肥料であって、肥料の品質の確保等に関する法律第四条第二項第二号から第四号までに掲げる普通肥料に使用されるものに係るこの省令による改正後の肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第一条の三の規定の適用については、原料として使用する普通肥料がその登録の更新を受けるまでは、なお従前の例による。

２　この省令の施行の際現に旧法第四条各項の規定による登録を受けている普通肥料の登録の有効期間については、その更新を受けるまでは、なお従前の例による。

第三条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（第三項において「旧令」という。）の様式（第四項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の肥料の品質の確保等に関する法律施行規則の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現に旧法第四条各項、第五条若しくは第三十三条の二第一項の規定による登録若しくは仮登録を受け、又は同法第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による届出がされた普通肥料の保証票に主成分を記載する方法については、当分の間、なお従前の例によることができる。

３　旧法第四条各項、第五条若しくは第三十三条の二第一項の規定による登録若しくは仮登録を受け、又は同法第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による届出がされた普通肥料に使用される容器又は包装であつて、この省令の施行の際現に旧令に適合する保証票が付されているものが、施行日から起算して三年以内に肥料取締法の一部を改正する法律による改正後の肥料の品質の確保等に関する法律第四条第一項又は第二項に掲げる普通肥料（施行日前に旧法第四条各項、第五条若しくは第三十三条の二第一項の規定による登録若しくは仮登録を受け、又は同法第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による届出がされたものに限る。）の容器又は包装として使用されたときは、この省令による改正後の肥料の品質の確保等に関する法律施行規則に適合する保証票が付されているものと見なす。

４　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

◇特殊肥料等を指定する件等の一部を改正する件（農林水産省告示第 1005 号）

［官報］　令和３年６月 14 日　号外　第 133 号　30 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210614/20210614g00133/20210614g001330036f.html

○農林水産省告示第 1005 号

肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）の一部の施行に伴い、昭和二十五年六月二十日農林省告示第百七十七号（特殊肥料等を指定する件）等の一部を次のように改正する。

令和３年６月 14 日　　農林水産大臣　　野上浩太郎

第一　昭和二十五年六月二十日農林省告示第百七十七号（特殊肥料等を指定する件）の一部を次のように改正す

る。

二の工業用の項中「、液状窒素肥料」を削り、［液体りん酸肥料、熔成汚泥灰けい酸りん肥］を「熔成けい酸りん肥」に改め、「、副産りん酸肥料」を削り、「とうもろこし浸漬液肥料」の下に「、副産肥　料、液状肥料」を加え、「熔成汚泥灰複合肥料」を「熔成複合肥料」に改め、［副産石灰肥料］の下に「、硫酸カルシウム」を加え、「、副産苦土肥料」及び「、副産マンガン肥料、液体副産マンガン肥料」　を削り、［下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料、混合汚泥肥料、焼成汚泥肥料］を「汚泥肥料（腐熟させていないものに限る。）」に改める。

二の飼料用の項中「、液体りん酸肥料、副産りん酸肥料」を削り二副産動物質肥料、副産植物質肥料」を［副産動植物質肥料］に、「食品工業、パルプエ業、発酵工業又はゼラチンエ業の排水」を「主　産物製造排水」に改め、（として使用するものを除く。）」の下に［、副産肥料、液状肥料］を加える。

第二　昭和五十九年三月十六日農林水産省告示第六百九十六号（肥料の品質の確保等に関する法律施行令第十条の規定に基づき尿素を含有する肥料等につき農林水産大臣が定める種類を定める件）の一部　を次のように改正する。

表の一の項区分の欄中「第十条第三号」を「第九条第三号」に改める。

表の二の項区分の欄中「第十条第六号」を「第九条第六号」に改め、同項農林水産大臣が定める種類の欄中［液状複合肥料］を「液状肥料（窒素、りん酸又は加里のいずれか二以上を主成分として保　証する肥料に限る。）」に改める。

表の三の項区分の欄中「第十条第七号」を「第九条第七号」に改める。

表の四の項区分の欄中「第十条第八号」を「第九条第八号」に改め、同項農林水産大臣が定める種類の欄中「液体微量要素複合肥料」を「液状肥料（水溶性マンガン及び水溶性ほう素を主成分として　保証する肥料に限る。）」に改める。

第三　昭和五十九年十月一日農林水産省告示第二千一号（地力増進法施行令の規定に基づき、泥炭等の品質に関する事項についての農林水産大臣の基準を定める件）の一部を次のように改正する。

表の令第二号のパークたい肥の項基準の欄中「第一条第一項第六号若しくは第七号」を「第一条の二第一号（腐熟させたものに限る。）若しくは第二号」に改める。

第四　昭和六十一年二月二十二日農林水産省告示第二百八十七号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第一条の二の規定に基づき肥料の用途が専ら家庭園芸用である旨の表示の方法を定める件）の　一部を次のように改正する。

本則中「第一条の二第一項」を「第一条の三第一項」に改める。

第五　平成二十六年九月一日農林水産省告示第千百四十五号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第一号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「工業汚泥肥料（次に掲げるものに限る。）並びに当該肥料を原料として生産される混合汚泥肥料、焼成汚泥肥料及び汚泥発酵肥料並びに乾燥菌体肥料（と畜場法（昭和二十八年法律第百　十四号）第三条第二項に規定すると畜場（第一号において単に「と畜場」という。）の廃水を活性スラッジ法により浄化する際に得られる菌体を加熱乾燥したものに限る。）」を「汚泥肥料（次に掲げるも　のに限る。）、乾燥菌体肥料（と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第三条第二項に規定すると畜場（第一号において単に「と畜場」という。）の廃水を活性スラッジ法により浄化する際に得られる菌　体を加熱乾燥したものに限る。）及び菌体肥料（と畜場の廃水を活性スラッジ法により浄化する際に得られる菌体を使用したものに限る。）」に改め、同項第一号中「と畜場の排水処理施設から生じた汚泥　を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの」を「と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を原料として使用したもの」に改め、同項中第二号及び第三号を削る。

第六　令和二年十月二十七日農林水産省告示第二千八十二号（肥料の品質の確保等に関する法律第四条第二項第二号から第四号まで及び肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十一条第八項第四号の　規定に基づき、農林水産大臣が定める方法を定める件）の一部を次のように改正する。

一のイ中「規則第一条の二第一項に規定する家庭園芸用肥料」を「家庭園芸用肥料」に改める。

附　則

この告示は、肥料取締法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年十二月一日）から施行する。

◇肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第二条の二の規定に基づき植物に対する害に関する栽培試験の成績を要する肥料から除くものを指定する件の一部を改正する件（農林水産省告示第 1006 号）

［官報］　令和 3 年 6 月 14 日　号外　第 133 号　36～38 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210614/20210614g00133/20210614g001330036f.html

---

◇肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第四条第一号の規定に基づき生産工程の概要の記載を要する普通肥料を指定する件の一部を改正する件（農林水産省告示第 1007 号）

［官報］　令和 3 年 6 月 14 日　号外　第 133 号　38～39 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210614/20210614g00133/20210614g001330038f.html

○農林水産省告示第 1007 号

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和二十五年農林省令第六十四号)第四条第一号の規定に基づき、昭和五十九年三月十六日農林水産省告示第六百九十八号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第四条第一号の規定に基づき生産工程の概要の記載を要する普通肥料を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 6 月 14 日　　農林水産大臣　　野上浩太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改　正　後	改　正　前
硫酸アンモニア、硝酸石灰、アセトアルデヒド縮合尿素、イソブチルアルデヒド縮合尿素、硫酸グアニル尿素、オキサミド、硝酸アンモニアソーダ肥料、硝酸アンモニア石灰肥料、硝酸苦土叩料、腐植酸アンモニア肥料、被覆窒素肥料、グリオキサール縮合尿素、ホルムアルデヒド加工日素肥料、メチロール尿素重合肥料、混合窒素肥料、過りん酸石灰、重過りん酸石灰、りん酸苦十肥料、熔成りん肥、焼成りん肥、被覆りん酸肥料、熔成けい酸りん肥、鉱さいりん酸肥料、加丁りん酸肥料、加工鉱さいりん酸肥料、腐植酸りん肥、混合りん酸肥料、硫酸加里、硫酸加里苦土、重炭酸加里、粗製加里塩、加工苦汁加里肥料、腐植酸加里肥料、けい酸加里肥料、被覆加里肥料。　ー 液体けい酸加里肥料、熔成けい酸加里肥料、混合加里肥料、肉かす粉末、肉骨粉、羔製てい角粉、蒸製てい角骨粉、蒸製毛粉、乾血及びその粉末、生骨粉、蒸製骨粉、蒸製皮革粉、とうもろこト浸漬液肥料、加工家きんふん肥料、食品残さ加工肥料、混合有機質肥料（植物油かす及びその鉛末の二以上を混合したものを除く。）、液状肥料、吸着複合肥料、家庭園芸用複合肥料、りん酸マンモニア、硝酸加里、りん酸加里、りん酸マ	硫酸アンモニア、硝酸石灰、アセトアルデヒド縮合尿素、イソブチルアルデヒド縮合尿素、硫酸グアニル尿素、オキサミド、硝酸アンモニアソーダ肥料、硝酸アンモニア石灰肥料、硝酸苦土肥料、腐植酸アンモニア肥料、被覆窒素肥料、グリオキサール縮合尿素、ホルムアルデヒド加工尿素肥料、メチロール尿素重合肥料、副産窒素肥料、液状窒素肥料、混合窒素肥料、液状副産窒素肥料、過りん酸石灰、重過りん酸石灰、りん酸苦土肥料、熔成りん肥、焼成りん肥、被覆りん酸ー肥料、液体りん酸肥料、熔成けい酸りん肥、熔成汚泥灰けい酸りん肥、鉱さいりん酸肥料、加工りん酸肥料、加工鉱さいりん酸肥料、腐植酸りん肥、副産りん酸肥料、混合りん酸肥料、硫酸加里、硫酸加里苦土、重炭酸加里、粗製加里塩、加工苦汁加里肥料、腐植酸加里肥料、けい酸加里肥料、被覆加里肥料、液体けい酸加里肥料、熔成けい酸加里肥料、副産加里肥料、混合加里肥料、肉かす粉末、肉骨粉、蒸製てい角粉、蒸製てい角骨粉、蒸製毛粉、乾血及びその粉末、生骨粉、蒸製骨粉、蒸製皮革粉、とうもろこし浸漬液肥料、乾燥菌体肥料、加工家きんふん肥料、魚廃物加工肥料、食品残さ加工肥料、副産動物質肥料、副産植物質肥料

グネシウムアンモニウム、熔成複合肥料、化成肥料、混合動物排せつ物複合肥料、混合堆肥複合肥料、成形複合肥料、被覆複合肥料、配合肥料、混合汚泥複合肥料、生石灰、消石灰、炭酸カルシウム肥料、貝化石肥料、硫酸カルシウム、副産石印肥料、混合石灰肥料、鉱さいけい酸質肥料、シリカゲル肥料、シリカヒドロゲル肥料、けい灰石肥料、軽量気泡コンクリート粉末肥料、硫酸苦土肥料、水酸化苦土肥料、酢酸苦土肥料、炭酸苗土肥料、加工苦土肥料、腐植酸苦土肥料、リグニン苦土肥料、被覆苦土肥料、混合苦土肥料、硫酸マンガン肥料、炭酸マンガン肥料、加エマンガン肥料、鉱さいマンガン肥料、混合マンガン肥料、熔成ほう素肥料、加工ほう素肥料、熔成微量要素複合肥料、混合微量要素肥料	（しょう油を生産する際に副産されるものを除く。）、混合有機質肥料（植物油かす及びその粉末の二以上を混合したものを除く。）、りん酸マグネシウムアンモニウム、熔成複合肥料、化成肥料、混合動物排せつ物複合肥料、混合堆肥複合肥料、成形複合肥料、吸着複合肥料、被覆複合肥料、副産複合肥料、配合肥料、液状複合肥料、熔成汚泥灰複合肥料、混合汚泥複合肥料、家庭園芸用複合肥料、生石灰、消石灰、炭酸カルシウム肥料、貝化石肥料、副産石灰肥料、混合石灰肥料、鉱さいけい酸質肥料、シリカゲル肥料、シリカヒドロゲル肥料、けい灰石肥料、軽量気泡コンクリート粉末肥料、硫酸苦土肥料、水酸化苦土肥料、酢酸苦土肥料、炭酸苦土肥料、加工苦土肥料、腐植酸苦土肥料、リグニン苦土肥料、被覆苦土肥料、副産苦土肥料、混合苦土肥料、硫酸マンガン肥料、炭酸マンガン肥料、加エマンガン肥料、鉱さいマンガン肥料、副産マンガン肥料、液体副産マンガン肥料、混合マンガン肥料、熔成ほう素肥料、加工ほう素肥料、熔成微量要素複合肥料、混合微量要素肥料、液体微量要素複合肥料

附　則

この告示は、肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年十二月一日）から施行する。

◇肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十一条第八項ただし書及び同条第九項ただし書の規定に基づき指定混合肥料の保証又は主要な成分の含有量の記載の方法の特例を定める件の一部を改正する件（農林水産省告示第 1008 号）

［官報］　令和 3 年 6 月 14 日　号外　第 133 号　39～48

https://kanpou.npb.go.jp/20210614/20210614g00133/20210614g001330039f.html

○農林水産省告示第 1008 号

肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）の一部の施行に伴い、並びに肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）第十一条第八項ただし書及び同条第九項ただし書（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、昭和五十九年三月十六日農林水産省告示第六百九十九号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十一条第八項ただし書及び同条第九項ただし書の規定に基づき指定混合肥料の保証又は主要な成分の含有量の記載の方法の特例を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 6 月 14 日　　農林水産大臣　　野上浩太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、「改正前」を省略し、「改正後」のみ掲載＜ACSES 事務局＞―

「改正後」

1　肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十一条第八項第二号に規定する指定配合肥料

一　原料として使用した普通肥料においてアンモニア性窒素及び硝酸性窒素が保証され、かつ、窒素全量が保証されない指定配合肥料の窒素の主成分の保証については、肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号。以下「規則」という。）第十一条第八項各号の規定によりアンモニア性窒素

及び硝酸性窒素を保証し、かつ、次の㈠及び㈡により求めた値を合算した値の百分の八十以上（合算した値が五未満の値の場合には百分の五十以上。以下同じ。）で、かつ、次の㈢のイ及び㈣のイの値を合算した値若しくは㈢のロ及び㈣のロの値を合算した値又は当該指定配合肥料の窒素全量の含有量（当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料のロットごとに確認したものに限る。）を超えない範囲内の数値で同項第五号及び第六号の規定により窒素全量を保証することができるものとする。

㈠・㈡　（略）

㈢　次のいずれかの値

イ　㈠における当該合算した値

ロ　当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通肥料のうちアンモニア性窒素を保証したものごとに当該主成分の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値

㈣　次のいずれかの値

イ　㈢における当該合算した値

ロ　当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通肥料のうち硝酸性窒素を保証したものごとに当該主成分の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値

二　原料として使用した普通肥料において別表の区分ごとの上欄に掲げる主成分及び下欄に掲げる主成分が保証された指定配合肥料の上欄に掲げる主成分の保証については、次の㈠及び㈡により求めた値を合算した値の百分の八十以上で、かつ、次の㈢のイ及び㈣のイの値を合算した値若しくは㈢のロ及び㈣のロの値を合算した値又は当該指定配合肥料の上欄に掲げる主成分の含有量（当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料のロットごとに確認したものに限る。）を超えない範囲内の数値で規則第十一条第八項第五号及び第六号の規定により保証するものとする。ただし、原料として使用した普通肥料においてく溶性りん酸及び可溶性りん酸が保証された指定配合肥料並びに原料として使用した普通肥料において保証された可溶性りん酸又は水溶性りん酸の非水溶化か生じた指定配合肥料（原料として使用した普通肥料において保証されたりん酸の主成分がく溶性りん酸及び水溶性りん酸又はりん酸全量、く溶性りん酸及び水溶性りん酸に限られるもの並びに原料として使用した普通肥料において可溶性りん酸及び水溶性りん酸が保証され、かつ、可溶性りん酸の非水溶化か生じないものを除く。）のく溶性りん酸又は可溶性りん酸の保証についてはこの限りでない。

㈠　（略）

㈡　原料として使用した普通肥料（上欄に掲げる主成分を保証したものを除く。）のうち下欄に掲げる主成分を保証したものごとに下欄に掲げる主成分（１の区分の下欄に掲げる二種類の主成分を保証したものにあつてはそれぞれの主成分、２、５、７又は９の区分の下欄に掲げる二種類の主成分を保証したものにあつては二種類の主成分のうち保証成分量の大きい主成分。以下同じ。）の保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算する。

㈢　次のいずれかの値

イ　㈠における当該合算した値

ロ　当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通肥料のうち上欄に掲げる主成分を保証したものごとに当該主成分の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値

㈣　次のいずれかの値

イ　㈡における当該合算した値

ロ　当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通肥料（上欄に掲げる主成分を保証したものを除く。）のうち下欄に掲げる主成分を保証したものごとに当該主成分の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した

三　原料として使用した普通肥料において窒素全量及びアンモニア性窒素若しくは硝酸性窒素又はその双方が保証された指定配合肥料の窒素全量の保証において、当該指定配合肥料の窒素全量の保証成分量とアンモニ

ア性窒素若しくは硝酸性窒素の保証成分量又はその双方の保証成分量を合算した値のうち最も大きいものとの差がＩ％未満の場合は、窒素全量の保証を省略することができる。

四　原料として使用した普通肥料においてりん酸全量及びく溶性りん酸、可溶性りん酸若しくは水溶性りん酸又はこれらのうち二以上が保証された指定配合肥料のりん酸全量の保証において、当該指定配合肥料のりん酸全量の保証成分量とく溶性りん酸、可溶性りん酸又は水溶性りん酸のうち最も大きな主成分の保証成分量との差がＩ％未満の場合は、りん酸全量の保証を省略することができる。

五　原料として使用した普通肥料において加里全量及びく溶性加里若しくは水溶性加里又はその双方が保証された指定配合肥料の加里全量の保証において、当該指定配合肥料の加里全量の保証成分量とく溶性加里又は水溶性加里のうち最も大きい主成分の保証成分量との差が一％未満の場合は、加里全量の保証を省略することができる。

六　原料として使用した普通肥料においてく溶性りん酸及び可溶性りん酸が保証された指定配合肥料のく溶性りん酸及び可溶性りん酸の保証については、これらのうちいずれか一を保証するものとし、く溶性りん酸を保証する場合にあつては次の㈠、㈡及び㈢により求めた値を合算した値の百分の八十以上で、かつ、次の㈣のイ、㈤のイ及び㈥のイの値を合算した値若しくは㈣のロ、㈤のロ及び㈥のロの値を合算した値又は当該指定配合肥料のく溶性りん酸の含有量（当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料のロットごとに確認したものに限る。）を超えない範囲内の数値、可溶性りん酸を保証する場合にあつては次の㈦、㈧及び㈨により求めた値を合算した値の百分の八十以上で、かつ、次の㈩、（十一）及び（十二）の値を合算した値又は当該指定配合肥料の可溶性りん酸の含有量（当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料のロットごとに確認したものに限る。）を超えない範囲内の数値で規則第十一条第八項第五号及び第六号の規定により保証するものとする。

㈠　原料として使用した普通肥料のうちく溶性りん酸を保証したものごとに当該く溶性りん酸の保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算する。

㈡　原料として使用した普通肥料のうち可溶性りん酸を保証し、く溶性りん酸を保証しないものごとに当該可溶性りん酸の保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算する。

㈢　原料として使用した普通肥料のうち水溶性りん酸を保証し、く溶性りん酸及び可溶性りん酸のいずれも保証しないものごとに当該水溶性りん酸の保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算する。

㈣　次のいずれかの値

イ　㈡における当該合算した値

ロ　当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通肥料のうちく溶性りん酸を保証したものごとに当該く溶性りん酸の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値

㈤　次のいずれかの値

イ　㈠における当該合算した値

ロ　当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通肥料のうち可溶性りん酸を保証し、く溶性りん酸を保証しないものごとに当該可溶性りん酸の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値

㈥　次のいずれかの値

イ　㈢における当該合算した値

ロ　当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通肥料のうち、水溶性りん酸を保証し、く溶性りん酸及び可溶性りん酸のいずれも保証しないものごとに当該水溶性りん酸の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値

㈦　原料として使用した普通肥料のうち可溶性りん酸を保証したものごとに当該可溶性りん酸の保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算する。

㈧　原料として使用した普通肥料のうちく溶性りん酸を保証し、可溶性りん酸を保証しないものごとに当該く溶性りん酸の保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算する。

㈨　原料として使用した普通肥料のうち水溶性りん酸を保証し、く溶性りん酸及び可溶性りん酸のいずれも保証しないものごとに当該水溶性りん酸の保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算する。

㈩　当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通肥料のうち可溶性りん酸を保証したものごとに当該可溶性りん酸の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値

（十一）　当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通肥料のうちく溶性りん酸を保証し、可溶性りん酸を保証しないものごとに当該可溶性りん酸の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値

（十二）　当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通肥料のうち、水溶性りん酸を保証し、く溶性りん酸及び可溶性りん酸のいずれも保証しないものごとに当該水溶性りん酸の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値

七　原料として使用した普通肥料において保証された可溶性りん酸又は水溶性りん酸の非水溶化か生じた指定配合肥料（く溶性りん酸を保証した普通肥料を原料として使用したもの並びに原料として使用した普通肥料において可溶性りん酸及び水溶性りん酸が保証され、かつ、可溶性りん酸の非水溶化か生じないものを除く。）の原料として使用した普通肥料において保証された可溶性りん酸又は水溶性りん酸の当該指定配合肥料における保証については、次の㈠及び㈡により求めた値を合算した値の百分の八十以上で、かつ、次の㈢のイ及び㈣のイの値を合算した値若しくは㈢のロ及び㈣のロの値を合算した値又は当該指定配合肥料のく溶性りん酸の含有量（当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料のロットごとに確認したものに限る。）を超えない範囲内の数値で規則第十一条第八項第五号及び第六号の規定によりく溶性りん酸として保証するものとする。

㈠・㈡　（略）

㈢　次のいずれかの値

イ　㈠における当該合算した値

ロ　当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通肥料のうち可溶性りん酸を保証したものごとに当該可溶性りん酸の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値

㈣　次のいずれかの値

イ　㈡における当該合算した値

ロ　当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通肥料のうち水溶性りん酸を保証し、可溶性りん酸を保証しないものごとに当該水溶性りん酸の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値

八　原料として使用した普通肥料において保証された水溶性りん酸の非水溶化が生じた指定配合肥料の水溶性りん酸の保証については、当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料のロットごとに確認した水溶性りん酸の含有量の百分の八十以上で、かっ、当該含有量を超えない範囲内の数値で規則第十一条第八項第五号及び第六号の規定により保証するものとする。ただし、当該指定配合肥料の生産業者が最も非水溶化が生じる条件下において当該指定配合肥料の水溶性りん酸の含有量を確認した場合には、当該含有量の百分の八十以上で、かつ、当該含有量を超えない範囲内の数値で規則第十一条第八項第五号及び第六号の規定により保証することができる。

九　原料として使用した普通肥料において保証された水溶性加里の非水溶化か生じた指定配合肥料（く溶性加里を保証した普通肥料を原料として使用したものを除く。）の原料として使用した普通肥料において保証された水溶性加里の当該指定配合肥料における保証については、当該水溶性加里の保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値の百分の八十以上で、かつ、次のいずれかの値を超えない範囲内の数値で規則第十一条第八項第五号及び第六号の規定によりく溶性加里として保証するものとする。

㈠　当該合算した値

㈡　当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通肥料の水溶性加里の含有量（当該生産業者が当

該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値

㈢　当該指定配合肥料のく溶性加里の含有量（当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料のロットごとに確認したものに限る。）

十　原料として使用した普通肥料において保証された水溶性加里の非水溶化か生じた指定配合肥料の水溶性加里の保証については、第八号の規定を準用する。この場合において「水溶性りん酸」とあるのは「水溶性加里」と読み替えるものとする。

十一　アルカリ分を保証した普通肥料に水酸化苦土肥料、炭酸苦土肥料又は副産肥料（専ら苦土含有物を原料として使用したものであって、く溶性苦土又は可溶性苦土を保証し、アルカリ分を保証しないものに限る。以下同じ。）を配合した指定配合肥料（アルカリ分を保証した普通肥料、水酸化苦土肥料、炭酸苦土肥料及び副産肥料以外の普通肥料を配合したものを除く。）のアルカリ分の保証については、次の㈠、㈡、㈢及び㈣により求めた値を合算した値の百分の八十以上で、かつ、次の㈤のイ、㈥のイ、㈦のイ及び㈧のイの値を合算した値若しくは㈤のロ、㈥のロ、㈦のロ及び㈧ロの値を合算した値又は当該指定配合肥料のアルカリ分の含有量（当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料のロットごとに確認したものに限る。）を超えない範囲内の数値で規則第十一条第八項第五号及び第六号の規定により保証するものとする。

㈠　原料として使用した普通肥料のうちアルカリ分を保証したものごとに当該アルカリ分の保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算する。

㈡　水酸化苦土肥料を原料として使用した場合には、当該肥料ごとに当該肥料のく溶性苦土の保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値に一・三九を乗ずる。

㈢　炭酸苦土肥料を原料として使用した場合には、当該肥料ごとに当該肥料のく溶性苦土の保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値に一・三九を乗ずる。

㈣　副産肥料を原料として使用した場合には、当該肥料ごとに当該肥料の可溶性苦土（可溶性苦土を保証しない場合には、く溶性苦土）の保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値に一・三九を乗ずる。

㈤　次のいずれかの値

イ　㈠における当該合算した値

ロ　当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通肥料のうちアルカリ分を保証したものごとに当該アルカリ分の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値

㈥　次のいずれかの値

イ　㈡における当該計算した値

ロ　当該指定配合肥料の生産業者が水酸化苦土肥料を原料として使用した場合には、当該普通肥料ごとにく溶性苦土の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値にＩ・三九を乗じた値

㈦　次のいずれかの値

イ　目における当該計算した値

ロ　当該指定配合肥料の生産業者が炭酸苦土肥料を原料として使用した場合には、当該普通肥料ごとにく溶性苦土の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値に一二二九を乗じた値

㈧　次のいずれかの値

イ　回における当該計算した値

ロ　当該指定配合肥料の生産業者が副産肥料を原料として使用した場合には、当該普通肥料ごとに可溶性苦土（可溶性苦土を保証しない場合には、く溶性苦土）の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値にＩ・三九を乗じた値

十二　原料として使用した普通肥料においてアルカリ分及び可溶性石灰、く溶性石灰又は水溶性石灰（以下「有効石灰」という。）が保証された指定配合肥料のアルカリ分及び有効石灰の保証については、アルカリ分又は

有効石灰のいずれかＩ　（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第一号二及び第二号の規定に基づき、令和二年十一月五日農林水産省告示第二千百五十九号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第一号二及び第二号の規定に基づき、化学的変化により品質が低下するおそれがないものとして農林水産大臣が定める要件を定める件）に規定する要件を満たすものにあつては、有効石灰）を保証するものとし、アルカリ分を保証する場合にあつては原料として使用した普通肥料のうちアルカリ分を保証したものごとに当該主成分の保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値の百分の八十以上で、かつ、当該合算した値又は次の㈠の値を超えない範囲内の数値（水酸化苦土肥料、炭酸苦土肥料又は副産肥料を配合した指定配合肥料（アルカリ分を保証した普通肥料、水酸化苦土肥料ご灰酸苦土肥料及び副産肥料以外の普通肥料を配合したものを除く。）にあつては、第十一号の㈠、㈡、㈢及び㈣により求めた値を合算した値の百分の八十以上で、かつ、第十一号の㈤のイ、㈥のイ、㈦のイ及び㈧のイの値を合算した値又は次の㈠並びに㈥のロ、㈦のロ及び㈧のロの値を合算した値を超えない範囲内の数値）、有効石灰を保証する場合にあつては原料として使用した普通肥料のうち有効石灰を保証したものごとに当該主成万の保証成分量に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値の百分の八十以上（合算した値が五未満の値の場合には百分の五十以上）で、かつ、当該合算した値、次の㈡の値又は当該指定配合肥料の有効石灰の含有量（当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料のロットごとに確認したものに限る。）を超えない範囲内の数値で規則第十一条第八項第五号及び第六号の規定により保証するものとする。

㈠　当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料の原料として使用した普通肥料（アルカリ分を保証したものに限る。）のアルカリ分の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。）に、当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値

㈡　当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料の原料として使用した普通肥料の有効石灰の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。）に、当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値

十三　原料として使用した普通肥料において保証された水溶性石灰の非水溶化か生じた指定配合肥料の水溶性石灰の保証については、第八号の規定を準用する。この場合において「水溶性りん酸」とあるのは「水溶性石灰」と読み替えるものとする。

十四　原料として使用した普通肥料において保証された水溶性苦土の非水溶化か生じた指定配合肥料（可溶性苦土又はく溶性苦土を保証した普通肥料を原料として使用したものを除く。）の原料として使用した普通肥料において保証された水溶性苦土の当該指定配合肥料における保証については、当該水溶性苦土の保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値の百分の八十以上で、かつ、次のいずれかの値を超えない範囲内の数値で規則第十一条第八項第五号及び第六号の規定によりく溶性苦土として保証するものとする。

㈠　当該合算した値

㈡　当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通肥料の水溶性苦土の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値

㈢　当該指定配合肥料のく溶性苦土の含有量（当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料のロットごとに確認したものに限る。）

十五　原料として使用した普通肥料において保証された水溶性苦土の非水溶化か生じた指定配合肥料の水溶性苦土の保証については、第八号の規定を準用する。この場合において「水溶性りん酸」とあるのは「水溶性苦土」と読み替えるものとする。

十六　原料として使用した普通肥料において保証された水溶性マンガンの非水溶化か生じた指定配合肥料（可溶性マンガン又はく溶性マンガンを保証した普通肥料を原料として使用したものを除く。）の原料として使用した普通肥料において保証された水溶性マンガンの当該指定配合肥料における保証については、当該水溶性マンガンの保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値の百分の八十以上で、かっ、次のいずれかの値を超えない範囲内の数値で規則第十一条第八項第五号及び第六号の規定によりく溶性マンガンとして保証するものとする。

㈠　当該合算した値

㈡　当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通肥料の水溶性マンガンの含有量（当該生産業者

が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。)に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値

㈢　当該指定配合肥料のく溶性マンガンの含有量（当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料のロットごとに確認したものに限る。）

十七　原料として使用した普通肥料において保証された水溶性マンガンの非水溶化か生じた指定配合肥料の水溶性マンガンの保証については、第八号の規定を準用する。この場合において「水溶性りん酸」とあるのは「水溶性マンガン」と読み替えるものとする。

2　前項の規定は、規則第十一条第八項第四号に規定する指定化成肥料の保証の方法について準用する。この場合において、これらの規定中「指定配合肥料」とあるのは［指定化成肥料］と、第一号中「次の㈢のイ及び㈣のイの値を合算した値若しくは㈢のロ及び㈣のロの値を合算した値又は当該指定配合肥料の窒素全量の含有量」とあるのは「当該指定化成肥料の窒素全量の含有量」と、第二号中「次の㈢のイ及び㈣のイの値を合算した値若しくは㈢のロ及び㈣のロの値を合算した値又は当該指定配合肥料の上欄に掲げる主成分の含有量」とあるのは「当該指定化成肥料の上欄に掲げる主成分の含有量」と、第六号中「次の㈣のイ、㈤のイ及び㈥のイの値を合算した値若しくは㈣のロ、㈤のロ及び㈥のロの値を合算した値又は当該指定配合肥料のく溶性りん酸の含有量」とあるのは「当該指定化成肥料のく溶性りん酸の含有量」と、「次の㈠、(十一)及び(十二)の値を合算した値又は当該指定配合肥料の可溶性りん酸の含有量」とあるのは「当該指定化成肥料の可溶性りん酸の含有量」と、第七号中「次の㈢のイ及び㈣のイの値を合算した値若しくは㈢のロ及び㈣のロの値を合算した値又は当該指定配合肥料のく溶性りん酸の含有量」とあるのは「当該指定化成肥料のく溶性りん酸の含有量」と、第九号中「次のいずれかの値」とあるのは「当該指定化成肥料のく溶性加里の含有量（当該指定化成肥料の生産業者が当該指定化成肥料のロットごとに確認したものに限る。)」と、第十一号中「次の㈤のイ、㈥のイ、㈦のイ及び㈧のイの値を合算した値若しくは㈤のロ、㈥のロ、㈦のロ及び㈧のロの値を合算した値又は当該指定配合肥料のアルカリ分の含有量」とあるのは「当該指定化成肥料のアルカリ分の含有量」と、第十二号中「アルカリ分又は有効石灰のいずれか一（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第一号二及び第二号の規定に基づき、令和二年十一月五日農林水産省告示第二千百五十九号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第一号二及び第二号の規定に基づき、化学的変化により品質が低下するおそれがないものとして農林水産大臣が定める要件を定める件）に規定する要件を満たすものにあっては、有効石灰)］とあるのは［有効石灰］と、「アルカリ分を保証する場合にあっては原料として使用した普通肥料のうちアルカリ分を保証したものごとに当該主成分の保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値の百分の八十以上で、かっ、当該合算した値又は次の㈠の値を超えない範囲内の数値（水酸化苦土肥料、炭酸苦土肥料又は副産肥料を配合した指定配合肥料（アルカリ分を保証した普通肥料、水酸化苦土肥料、炭酸苦土肥料及び副産肥料以外の普通肥料を配合したものを除く。）にあっては、第十一号の㈠、㈡、㈢及び㈣により求めた値を合算した値の百分の八十以上で、かつ、第十一号の㈤のイ、㈥のイ、㈦のイ及び㈧のイの値を合算した値又は次の㈠並びに㈥のロ、㈦のロ及び㈧のロの値を合算した値を超えない範囲内の数値)、有効石灰を保証する場合にあつては原料として」とあるのは「原料として」と、「当該合算した値、次の㈡の値又は当該指定配合肥料の有効石灰の含有量（当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料のロットごとに確認したものに限る。)」とあるのは「当該指定化成肥料の有効石灰の含有量（当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料のロットごとに確認したものに限る。)］と、第十四号中「次のいずれかの値」とあるのは「当該指定化成肥料のく溶性苦土の含有量（当該指定化成肥料の生産業者が当該指定化成肥料のロットごとに確認したものに限る。)」と、第十六号中「次のいずれかの値」とあるのは「当該指定化成肥料のく溶性マンガンの含有量（当該指定化成肥料の生産業者が当該指定化成肥料のロットごとに確認したものに限る。)」と読み替えるものとする。

3　規則第十一条第九項に規定する特殊肥料等入り指定混合肥料

一　原料として使用した肥料においてく溶性りん酸及び可溶性りん酸が保証され、又はこれらの含有量が記載された特殊肥料等入り指定混合肥料の当該主成分の記載については、これらのうちいずれか一の含有量を記載するものとする。

二　原料として使用した肥料において窒素全量及びアンモニア性窒素若しくは硝酸性窒素若しくはその双方が保証され、又はこれらの含有量が記載された特殊肥料等入り指定混合肥料の窒素全量の記載については、当

該特殊肥料等入り指定混合肥料の窒素全量の含有量とアンモニア性窒素若しくは硝酸性窒素の含有量又はその双方の含有量を合算した値のうち最も大きいものの差がＩ％未満の場合は、窒素全量の記載を省略することができる。

三　原料として使用した肥料においてりん酸全量及びく溶性りん酸、可溶性りん酸若しくは水溶性りん酸若しくはこれらのうち二以上が保証され、又はこれらの含有量が記載された特殊肥料等入り指定混合肥料のりん酸全量の記載については、当該特殊肥料等入り指定混合肥料のりん酸全量の含有量とく溶性りん酸、可溶性りん酸又は水溶性りん酸の含有量のうち最も大きいものとの差が１％未満の場合は、りん酸全量の記載を省略することができる。

四　原料として使用した肥料において加里全量及びく溶性加里、水溶性加里若しくはその双方が保証され、又はこれらの含有量が記載された特殊肥料等入り指定混合肥料の加里全量の記載については、当該特殊肥料等入り指定混合肥料の加里全量の含有量とく溶性加里又は水溶性加里のうち最も大きいものとの差が１％未満の場合は、加里全量の記載を省略することができる。　五　原料として使用した肥料において保証され、又は含有量が記載された可溶性りん酸又は水溶性りん酸の非水溶化か生じた特殊肥料等入り指定混合肥料（く溶性りん酸が保証され、又はその含有量が表示された肥料を原料として使用したもの並びに原料として使用した肥料において可溶性りん酸及び水溶性りん酸が保証され、又はその含有量が記載され、かつ、可溶性りん酸の非水溶化か生じないものを除く。）の原料として使用した肥料において保証され、又は含有量が記載された可溶性りん酸又は水溶性りん酸の当該特殊肥料等入り指定混合肥料における記載については、く溶性りん酸の含有量を記載するものとする。

六　原料として使用した肥料において保証され、又は含有量が記載された水溶性加里の非水溶化か生じた特殊肥料等入り指定混合肥料（く溶性加里を保証され、又はその含有量が表示された肥料を原料として使用したものを除く。）の原料として使用した肥料において保証され、又は含有量が記載された水溶性加里の当該特殊肥料等入り指定混合肥料における当該主成分の記載については、く溶性加里の含有量を記載するものとする。

七　原料として使用した肥料においてアルカリ分及び有効石灰が保証され、又は含有量が記載された特殊肥料等入り指定混合肥料のアルカリ分及び有効石灰の記載については、有効石灰の含有量を記載するものとし、アルカリ分の含有量を記載しないものとする。

八　原料として使用した肥料において保証され、又は含有量が記載された水溶性苦土の非水溶化か生じた特殊肥料等入り指定混合肥料（可溶性苦土又はく溶性苦土が保証され、又はその含有量が表示された肥料を原料として使用したものを除く。）の原料として使用した肥料において保証され、又は含有量が記載された水溶性苦土の当該特殊肥料等入り指定混合肥料における当該主成分の記載については、く溶性苦土の含有量を記載するものとする。

九　原料として使用した肥料において保証され、又は含有量が記載された水溶性マンガンの非水溶化か生じた特殊肥料等入り指定混合肥料（可溶性マンガン又はく溶性マンガンが保証され、又はその含有量が表示された肥料を原料として使用したものを除く。）の原料として使用した肥料において保証され、又は含有量が記載された水溶性マンガンの当該特殊肥料等入り指定混合肥料における当該主成分の記載については、く溶性マンガンの含有量を記載するものとする。

４　前項の規定は、規則第十一条第十項に規定する土壌改良資材入り指定混合肥料の主成分の含有量の記載の方法について準用する。この場合において、これらの規定中「特殊肥料等入り指定混合肥料」とあるのは「土壌改良資材入り指定混合肥料」と読み替えるものとする。

附　主成分の定量方法及び量の算出は、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが定める肥料等試験法によるものとする。

別表　　（略）

附　則

１　この告示は、肥料取締法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年十二月一日）から施行する。

２　この告示の施行の際現に肥料取締法の一部を改正する法律による改正前の肥料取締法第四条各項の規定による登録を受けている普通肥料であって、肥料の品質の確保等に関する法律第四条第二項第二号から第四号まで

に掲げる普通肥料に使用されるものに係るこの告示による改正後の昭和五十九年三月十六日農林水産省告示第六百九十九号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十一条第八項ただし書及び同条第九項ただし書の規定に基づき指定混合肥料の保証又は主成分の含有量の記載の方法の特例を定める件）第一項第十言万（同告示第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、原料として使用する普通肥料がその登録の更新を受けるまでは、なお従前の例による。

◇肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十一条の二第一項、第二項、第三項及び第四項の規定に基づき普通肥料の原料の種類等の保証票への記載に関する事項を定める件の一部を改正する件（農林水産省告示第 1009 号）

［官報］ 令和 3 年 6 月 14 日 号外 第 133 号 48～53 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210614/20210614g00133/20210614g001330048f.html

---

◇肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件（農林水産省告示第 1010 号）

［官報］ 令和 3 年 6 月 14 日 号外 第 133 号 53～195 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210614/20210614g00133/20210614g001330053f.html

---

◇肥料の品質の確保等に関する法律第十七条第一項第三号の規定に基づき、同法第四条第一項第三号並びに同条第二項第三号及び第四号に掲げる普通肥料の保証票にその含有量を記載する主要な成分を定める件の一部を改正する件（農林水産省告示第 1011 号）

［官報］ 令和 3 年 6 月 14 日 号外 第 133 号 195～198 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210614/20210614g00133/20210614g001330195f.html

---

◇特殊肥料の品質表示基準を定める件の一部を改正する件（農林水産省告示第 1012 号）

［官報］ 令和 3 年 6 月 14 日 号外 第 133 号 198～201 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210614/20210614g00133/20210614g001330198f.html

---

◇肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第七条の六の規定に基づき農林水産大臣の指定する化成肥料等を指定する件の一部を改正する件（農林水産省告示第 1013 号）

［官報］ 令和 3 年 6 月 14 日 号外 第 133 号 202～206 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210614/20210614g00133/20210614g001330202f.html

---

◇肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第一号ニ及び第二号の規定に基づき、化学的変化により品質が低下するおそれがないものとして農林水産大臣が定める要件を定める件の一部を改正する件（農林水産省告示第 1014 号）

［官報］ 令和 3 年 6 月 14 日 号外 第 133 号 206～210 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210614/20210614g00133/20210614g001330206f.html

---

◇肥料の品質の確保等に関する法律第二十一条第一項第一号及び第二号の規定に基づき普通肥料の表示基準を定める件（農林水産省告示第 1015 号）

［官報］ 令和 3 年 6 月 14 日 号外 第 133 号 211～212 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210614/20210614g00133/20210614g001330211f.html

---

◇肥料の品質の確保等に関する法律第二十二条の三第三項の規定に基づき、消費者の利益に資するため特に表示の適正化を図る必要があるものとして農林水産大臣が定める表示事項又は遵守事項を定める件（農林水産省告示第 1016 号）

［官報］ 令和３年６月 14 日　号外　第 133 号　212 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210614/20210614g00133/20210614g001330212f.html

---

◇肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第一条の規定に基づき、原料の範囲を限定しなければ品質の確保が困難な肥料から除くものを指定する件（農林水産省告示第 1017 号）

［官報］ 令和３年６月 14 日　号外　第 133 号　212 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210614/20210614g00133/20210614g001330212f.html

○農林水産省告示第 1017 号

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）第一条の規定に基づき、原料の範囲を限定しなければ品質の確保が困難な肥料から除くものを次のように指定する。

令和３年６月 14 日　　農林水産大臣　　野上浩太郎

農林水産大臣が指定するものは、次の表の上欄に掲げるものについて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

区　　分	農林水産大臣の指定するもの
液状肥料	専ら肥料（混合汚泥複合肥料及び肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第一条の二各号に掲げる普通肥料を除く。）を原料として使用したもの
吸着複合肥料	専ら肥料（混合汚泥複合肥料及び規則第一条の二各号に掲げる普通肥料を除く。）を原料として使用したもの
家庭園芸用複合肥料	専ら肥料（混合汚泥複合肥料及び規則第一条の二各号に掲げる普通肥料を除く。）を原料として使用したもの
化成肥料	次の各号のいずれかに該当するもの 一　化学的操作を加えていないもの 二　専ら肥料（混合汚泥複合肥料及び規則第一条の二各号に掲げる普通肥料を除く。）を原料として使用し、これに化学的操作を加えたもの

附　則

この告示は、肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年十二月一日）から施行する。

◇肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十一条第八項第三号の規定に基づき農林水産大臣の指定する有効石灰等を指定する件（農林水産省告示第 1018 号）

［官報］ 令和３年６月 14 日　号外　第 133 号　212 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210614/20210614g00133/20210614g001330212f.html

○農林水産省告示第 1018 号

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）第十一条第八項第三号の規定に基づき、農林水産大臣の指定する有効石灰、有効苦土、有効けい酸、有効マンガン、有効ぼう素及び有効硫黄を次のように指定する。

令和３年６月 14 日　　農林水産大臣　　野上浩太郎

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十一条第八項第三号二の農林水産大臣の指定する有効石灰	可溶性石灰
規則第十一条第八項第三号二の農林水産大臣の指定する有効苦土	可溶性苦土

規則第十一条第八項第三号ホの農林水産大臣の指定する有効石灰	可溶性石灰、く溶性石灰、水溶性石灰
規則第十一条第八項第三号への農林水産大臣の指定する有効けい酸	可溶性けい酸、水溶性けい酸
規則第十一条第八項第三号トの農林水産大臣の指定する有効苦土	可溶性苦土、く溶性苦土、水溶性苦土
規則第十一条第八項第三号チの農林水産大臣の指定する有効マンガン	可溶性マンガン、く溶性マンガン、水溶性マンガン
規則第十一条第八項第三号リの農林水産大臣の指定する有効ぼう素	く溶性ほう素、水溶性ほう素
規則第十一条第八項第三号ヌの農林水産大臣の指定する有効硫黄	可溶性硫黄

附　則

（施行期日）

１　この告示は、肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年十二月一日）から施行する。

（肥料の品質の確保等に関する法律施行令第二条の規定に基づき農林水産大臣の指定する有効石灰等を指定する件の廃止）

２　昭和五十九年三月十六日農林水産省告示第六百九十五号（肥料の品質の確保等に関する法律施行令第二条の規定に基づき農林水産大臣の指定する有効石灰等を指定する件）は、廃止する。

********** 以上 **********